

5 森林保業第 222 号
令和 6 年 1 月 4 日

道府県森林組合連合会 代表理事会長 様
東京都森林組合 代表理事組合長 様
大阪府森林組合 代表理事組合長 様
中はりま森林組合 代表理事組合長 様

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森林保険センター所長 吉永 俊郎

「令和 6 年能登半島地震にかかる災害救助法の適用について」にかかる森林保険事務
の対応について

令和 6 年能登半島地震により、新潟県、富山県、石川県及び福井県は 35 市 11 町 1 村に
対して、災害救助法の適用を決定しました（別紙 1 参照）。

つきましては、当該 4 県 35 市 11 町 1 村に所在する森林を保険の目的とする保険契約及
び当該 4 県 35 市 11 町 1 村を住所とする保険契約者又は被保険者の継続による保険契約に
ついて下記のとおり対応することとします。

また、今後新たに本災害において災害救助法を適用する市区町村が追加された場合及び
令和 6 年 3 月 31 日までに今回の災害とは異なる災害において災害救助法を適用する決定が
された場合も同様の対応とします。

なお、当該 4 県 35 市 11 町 1 村の近隣等に所在する市町村で、今回の地震による災害に
より森林保険の継続契約の手続きを行うことが困難と判断される事情がある場合は、森林
保険センターに個別に相談して下さい。

記

保険契約者が保険期間満了の 30 日前までに継続による契約の申込みができなかった場合
であっても、令和 6 年 7 月 31 日までに申出（別紙 2 参照）があった場合は、同日まで継続
による契約の締結手続きを猶予します。

また、猶予期間内に保険料を添えて継続による契約の申込が行われた場合は、前回契約
と同一の契約条件により、前回契約の満了日をもって継続による契約が成立したものとし
ます。

以上